

令和5年第2回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(6月15日提案分)

健康医療局

目 次

ページ

1	神奈川県看護師等修学資金貸付条例 新旧対照表	1
2	地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款 新旧対照表	3

1 神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第40号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる修学資金を当該各号に定める者に対し、貸し付ける。</p> <p>(1) 一般修学資金 次のいずれにも該当する者 ア・イ (略) ウ <u>養成施設を卒業し、又はその課程を修了した後、県内において保健師、助産師又は看護師（以下「看護職員」という。）の業務に従事する意思を有する者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>保健師修学資金 第1号ア及びイに該当する者で、養成施設を卒業し、又はその課程を修了した後、県内の地方公共団体において保健師の業務に従事する意思を有する者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(修学資金の額)</p> <p>第4条 第2条第1項に掲げる修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>保健師修学資金 月額40,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(貸付期間)</p> <p>第5条 修学資金の貸付期間は、知事が定める月から当該養成施設を卒業し、又はその課程を修了する日の属する月までとする。</p> <p>(貸付けの廃止)</p> <p>第7条 借受生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを廃止する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>心身の故障のため、養成施設を卒業し、又はその課程を修了する見込みがないと認められるとき。</u></p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>(債務の当然免除)</p> <p>第9条 前条の規定にかかわらず、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、返還期日が到来していない債務は、免除する。<u>ただし、保健師修学資金の貸付けを受けた者にあつては、第4号又は第5号に該当することとなつた場合に限る。</u></p> <p>(1) 県内の知事が別に定める施設及び地方公共団体（以下「指定施設等」という。）にお</p>	<p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる修学資金を当該各号に定める者に対し、貸し付ける。</p> <p>(1) 一般修学資金 次のいずれにも該当する者 ア・イ (略) ウ <u>養成施設を卒業</u> <u>した後、県内において保健師、助産師又は看護師（以下「看護職員」という。）の業務に従事する意思を有する者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(修学資金の額)</p> <p>第4条 第2条第1項に掲げる修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(貸付期間)</p> <p>第5条 修学資金の貸付期間は、知事が定める月から当該養成施設を卒業 <u>する日</u>の属する月までとする。</p> <p>(貸付けの廃止)</p> <p>第7条 借受生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを廃止する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>心身の故障のため、養成施設を卒業</u> <u>する見込みがないと認められるとき。</u></p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>(債務の当然免除)</p> <p>第9条 前条の規定にかかわらず、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、返還期日が到来していない債務は、免除する。</p> <p>(1) 県内の知事が別に定める施設及び地方公共団体（以下「指定施設等」という。）にお</p>

改 正	現 行
<p>いて引き続き5年間看護職員の業務に従事したとき（次号から第4号までに該当する場合を除く。）。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>県内の地方公共団体において引き続き5年間保健師の業務に従事したとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に規定する業務に従事した期間内に、当該業務上死亡し、又は当該業務上の負傷若しくは疾病により心身に障害が生じたため当該業務を行うことができなくなつたとき。</u></p> <p>(債務の裁量免除)</p> <p>第10条 第8条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、返還期日が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 指定施設等において貸付期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき（前条第1号から第4号までに該当する場合を除く。）。</p> <p>(2) <u>保健師修学資金の貸付けを受けた者が、前条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなつたとき。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>いて引き続き5年間看護職員の業務に従事したとき（次号及び第3号に該当する場合を除く。）。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>前3号に規定する業務に従事した期間内に、当該業務上死亡し、又は当該業務上の負傷若しくは疾病により心身に障害が生じたため当該業務を行うことができなくなつたとき。</u></p> <p>(債務の裁量免除)</p> <p>第10条 第8条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、返還期日が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 指定施設等において貸付期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき（前条第1号から第3号までに該当する場合を除く。）。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p>

2 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款 新旧対照表

変 更 後					現 行				
別表第2 (第21条関係)					別表第2 (第21条関係)				
資産の種別	病院名	財産の名称	所在地	床面積(平方メートル)	資産の種別	病院名	財産の名称	所在地	床面積(平方メートル)
建物	(略)	(略)	(略)	(略)	建物	(略)	(略)	(略)	(略)
	精神医療センター (旧精神医療センター 荳香病院)	温室 <u>(令和4年11月除却)</u>	(略)	(略)		精神医療センター (旧精神医療センター 荳香病院)	温室	(略)	(略)
		温室 <u>(令和4年11月除却)</u>	(略)	(略)			温室	(略)	(略)
		収納庫 <u>(令和4年11月除却)</u>	(略)	(略)			収納庫	(略)	(略)